

令和7年度健康商品ブランド力魅力アップ推進事業補助金の御質問に対する回答

令和7年5月13日

No	質問内容	回答
1	・ 特許の提出経費、そのための研究・エビデンス構築費は対象となるか。 ・ 委託費右は OK か？（デザイン、パウチ制作、打錠、充填の委託製造）	全て対象となります。
2	・ 期間中の販売は可能か。 ・ 売上は上げて良いか？	期間中の販売及び売上を上げることは可能です。 ※ただし、注意が必要です。 費用と売上は相殺することとなります。つまり、本補助事業でかかった総費用から売上を差し引いた額のうち、8/10（上限 300 万円）が補助金として支払われます。
3	協定書締結先の流通企業は、店舗を運営会社（本体）とではなく、テスト販売等を行う予定の店舗でも良いか。	店舗との締結ではなく運営会社との締結が望ましいです。 ただし、協定書参考案記載のとおり、責任に関する事項等が一店舗で締結できる（責任を負うことができる）のであれば、一店舗でも構いません。事前に、十分に確認をしてください。
4	様式4「(1) 事業の実施体制の図」について。 各社が記入すべき内容について、具体例を交えてご提示いただけないでしょうか。	(例) 貴社：製品開発に関する内容（製品の試作、機能性エビデンス調査、等） 流通企業：市場ニーズにあわせた製品コンセプト等に係る助言、販売ルートの検討・開拓 等